

# 大分市障害者自立支援協議会条例

平成24年3月27日

条例第3号

## (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、大分市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第5条第19項に規定する相談支援の評価に関すること。
- (2) 障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むための支援に関すること。
- (3) 地域の関係機関、関係団体等の相互の連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者への支援体制の整備に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 障害福祉事業の関係者
- (4) 障害者又はその保護者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる所掌事務について具体的な調査及び研究を行うため、協議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、調査及び研究の経過及び結果を会長に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成25年条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)、第3条中大分市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の題名の改正規定及び同条例第1条の改正規定(「大分市障害程度区分判定審査会」を「大分市障害支援区分判定審査会」に改める部分に限る。)、第4条中大分市障害者自立支援協議会条例第2条第1号の改正規定並びに第5条中大分市障害者福祉手当条例第2条第5号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第11号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年条例第43号)

この条例は、令和7年10月1日から施行する。